

『会社の再建のための資金を借りたい』

企業再生貸付制度

民事再生などの法的再生や自主再建を図るために必要な資金の融資を受けることができます。

事業再生支援資金【日本公庫（中小企業事業）】

対象となる方

- （１）民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前のもののうち、一定の要件を満たす方
- （２）民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方

支援内容

- 貸付限度 設備資金 7 億 2, 000 万円（うち長期運転資金 2 億 5, 000 万円）
- 貸付利率
 - （１）基準利率＋2. 5 %（上限利率 3. 5 %）
 - （２）基準利率＋1. 0 %（上限利率 3. 5 %）
 ※基準利率（平成 28 年 2 月末時点。貸付期間 5 年の場合。）
中小企業事業 1. 30 %
- 貸付期間
 - （１）1 年
 - （２）設備資金は 10 年以内、長期運転資金 5 年以内
- 据置期間
 - （１）1 年以内
 - （２）2 年以内

企業再建資金【日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）】

対象となる方

- （１）経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方（注）
 - （２）民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方で、一定の要件を満たす方（注）
 - （３）次のいずれかに該当する方（注）
 - ①中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条第 1 項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。
 - ②現状の厳しい経済・金融環境下で過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。
- （注）日本公庫（中小企業事業）は、（１）、（３）を取り扱い、
日本公庫（国民生活事業）は、（１）～（３）を取り扱っている。

支援内容

■ 貸付限度：

【日本公庫（中小企業事業）】 7億2,000万円

【日本公庫（国民生活事業）】 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■ 貸付利率：

【日本公庫（中小企業事業）】

（1）基準利率、基準利率－0.9％（産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う場合）

（3）基準利率－0.4％

※上限利率3.5％

※特別利率の限度額は2億7,000万円

【日本公庫（国民生活事業）】

（1）基準利率、基準利率－0.9％（産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う方）

（2）基準利率＋0.8％

（3）基準利率－0.4％

※基準利率（平成28年2月10日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業1.30％、国民生活事業1.85％

■ 貸付期間：

設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金15年以内（うち据置期間2年以内）

取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

（注）貸付対象により取扱金融機関が異なります。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795